

ふれあいセンターわくわく川辺指定管理者募集要項

ふれあいセンターわくわく川辺（以下「本施設」という。）の運営及び維持管理を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 19 年南九州市条例第 61 号。以下「指定手続等条例」という。）第 2 条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 ふれあいセンターわくわく川辺
- (2) 施設の所在地 南九州市川辺町平山 2890 番地 1
- (3) 設置目的 市民の健康増進と福祉の向上を図るため。
- (4) 施設等の概要
 - 構造 鉄筋コンクリート
 - 敷地面積 3,989.51 m²
 - 建築面積 1,376.56 m²
- (5) 主要施設の内容

構成内容		面積 (m ²)	施設概要
2 階	男子浴室・脱衣場	246.11	大浴場，低周波浴槽，浮風呂，気泡湯，ジェット湯，うたせ湯，水風呂，露天風呂，スチームサウナ，遠赤サウナ
	女子浴室・脱衣場	246.11	大浴場，低周波浴槽，浮風呂，気泡湯，ジェット湯，うたせ湯，水風呂，露天風呂，スチームサウナ，遠赤サウナ
	休憩室	85.518	畳敷 10 畳×4 室， 7 畳×1 室 全使用 47 畳
1 階	家族風呂	136.24	大理石湯，岩湯×2，ブロー湯（4 室）
	身障者浴室	33.142	1 室
	事務室	54.937	受付カウンター・事務所
	職員厚生室	33.99	男女 2 室
	応接会議室	29.64	
	倉庫	51.84	
	展示ロビー	19.32	
	付属施設		倉庫×2 室，機械室，源泉ポンプ室

- (6) 施設の利用状況及び管理運営人員数
 - 利用者数 86,515 人（令和 6 年度）

- 管理担当人数
 - 管理担当 1 人
 - （人件費基礎）管理係（パート） 3 人
 - 受付係（パート） 4 人
 - 清掃係（パート） 8 人

(7) 利用時間及び休館日

- 利用時間 午前 10 時から午後 9 時まで
- 休館日 毎月第 2・第 4 水曜日

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 関係法令及び条例・規則の基準を遵守すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）及び温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）
- 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- 鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和 44 年鹿児島県条例第 24 号）及び同法施行細則（昭和 44 年鹿児島県規則第 68 号）
- 指定手続等条例及び同条例施行規則（平成 19 年南九州市規則第 53 号。）以下「指定手続等規則」という。
- 南九州市温泉センター条例（平成 19 年南九州市条例第 149 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 19 年南九州市規則第 132 号。以下「規則」という。）
- 南九州市個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年南九州市条例第 38 号）及び南九州市個人情報情報の保護に関する法律施行規則（令和 4 年南九州市規則第 40 号）
- 南九州市行政手続条例（平成 19 年南九州市条例第 14 号）及び同条例施行規則（平成 19 年南九州市規則第 17 号）
- 南九州市文書管理規程（平成 19 年南九州市訓令第 5 号）
- その他労働関係法令等

(2) 施設整備及び物品の維持管理を適正に行うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、市長と指定管理者が協議の上、協定で定める。

3 指定管理者が行う管理業務の範囲及び具体的内容

本施設は、市民の健康と福祉の増進を図るため設置された施設であるため、施設利用者に対するサービスの向上と業務の効率化を図るとともに、多様化する住民の要望に対応した管理運営を指定管理者の創意工夫により行うこと。

(1) 管理業務

- ① 条例第 19 条及び第 20 条に規定する業務
- ② 条例第 15 条に規定する利用料に関する業務
- ③ 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ その他、施設の管理に必要な業務

(2) 運営業務

- ① 健康増進及び福祉の向上を図るための公衆浴場施設としての施設の提供
- ② 利用者の受付並びに利用料金の徴収及び免除に関する業務
- ③ 施設の利用の許可、利用の制限、利用の中止等に関する業務
- ④ 施設等の広報・PR 活動
- ⑤ イベント開催等（行政との協働を含む。）による利用促進
- ⑥ トラブル等発生時の関係機関への連絡

※ (1)(2)について、具体的な業務内容及び履行方法は、仕様書記載のとおり

4 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

5 施設の利用料金に関する事項

- (1) 本施設の管理運営については、法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用し、指定管理者の収入とする。
- (2) 利用料金の額を定めるときは、条例第 5 条に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- (3) 南九州市の条例、規則に規定されている利用料金減免対象者が利用した場合には、利用料金を減免することとするが、減免された利用料金については市からは補てんしない。
- (4) 利用促進のため指定管理者が提案する事業（以下「利用促進事業」という。）に係る経費の負担及び利用促進事業によって生じる収入は、指定管理者のものとする。（利用促進事業については、事前に内容等について市長と協議し承認を受けること。）なお、利用促進事業により利用料金の減免額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、減免された利用料金については、市からは補てんしない。
- (5) 施設における自動販売機、公衆電話、食堂の収入は、利用促進事業として指定管理者の収入とするが、その他の自主事業を行う場合は、事前に市長と協議を行うこと。
- (6) 既に発行した回数券等については、指定管理開始以降も使用できるものとする。ただし、この使用に係る費用は、市は補てんをしない。

6 指定管理業務に要する経費等

- (1) 指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額に基づき、市長と指定管理者が協議を行い、協定において定めることとし、毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を指定管理者に指定管理料として支払うものとする。
- (2) 指定管理料の額の算定にあたっては、利用料金等の収入を考慮して定めるものとする。
- (3) 施設等の大規模な修繕（1 件 30 万円以上）については、市が負担する。
- (4) 指定管理料は、下記の基準額を上限とし、原則としてこの金額を超える場合は、選定しない。
※指定管理料基準額 26,880,000 円（指定期間 3 年間の合計）
・単年度指定管理料基準額 8,960,000 円×3 年（消費税及び地方消費税含む。）
（内訳については、別紙「ふれあいセンターわくわく川辺単年度経費基準額」を参照）
- (5) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって消費税額等の額に変動が生じたときは、市は、指定管理料に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。
- (6) 市は、条例で定める利用料金の額に変動が生じたときは、指定管理者と協議の上、必要に応じて指定管理料を増額又は減額できるものとする。
- (7) リスクの負担割合

指定期間における主なリスクの負担区分は仕様書記載のとおりとする。

修繕については、1 件あたりの修繕費用で負担区分を判断するものとする。大規模な修繕等は基本的に市が負担するが、金額や内容等について市と指定管理者が協議した上で決定する。

施設の管理等における賠償責任保険については、指定管理者の負担により必ず加入し、管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害が発生した時には、最大限の賠償を行うこと。

7 申請の資格

募集においては、制度の趣旨に鑑み、個人以外の団体であれば法人格の有無は問わないが、以下の要件を満たす団体とする。

- (1) 同一施設に対して、他団体により申請をしていないこと。(複数による申請は不可。)
- (2) 政治団体及び宗教団体でないこと。
- (3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、参加を制限されている法人等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条（更生手続開始の申立て）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条（再生手続開始の申立て）の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされていない法人等であること。
- (6) 南九州市建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱（平成 19 年告示第 27 号）及び南九州市物品購入等有資格者の指名停止に関する要綱（平成 23 年告示第 42 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 市税等に滞納がないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統治下でない団体であること。
- (9) その他市長が必要と認める事項

8 申請関係書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定手続等規則の規定により、指定管理者指定申請書（別紙第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出期限内に市長に提出すること。なお、申請に係る経費等については、申請者負担とする。

- (1) 施設の管理に係る事業計画書（別紙第 2 号様式）
- (2) 施設の管理に係る収支予算書（別紙第 3 号様式）
- (3) 団体の定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を証する書類
 - ① 法人の場合
 - ア 法人確定申告書（直近 3 事業年度分）「（別表 1，4，5 の 1，5 の 2，7，16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付すること。）」
 - イ 決算報告書（直近 3 事業年度分）「貸借対照表，損益計算書，財産目録等」
 - ウ 勘定科目内訳明細書（直近 3 事業年度分）
 - ② NPO 法人の場合
 - ア 法人税確定申告書（直近 3 事業年度分）「（別表 1，4，5 の 1，5 の 2，7，16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付すること。）」
 - イ 決算報告書（直近 3 事業年度分）「貸借対照表，収支計算書，財産目録等」
 - ③ 社会福祉法人の場合
 - ア 現況報告書（総括表含む）
 - イ 決算報告書（直近 3 事業年度分）「資金収支計算書，資金収支内訳表，事業活動計算書，事業活動内訳表，貸借対照表，貸借対照内訳表，財産目録等」

ウ 監事監査報告書の写し

エ 収益事業を行っていることにより確定申告をしている法人は確定申告書の写し(直近3事業年度分)

④ 個人事業主団体の場合

ア 所得税確定申告書又は住民税申告の写し(直近3事業年度分)(税務署受付印又は市町村長証明のもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付すること。)

イ 収支決算書(損益計算書)(直近3事業年度分)

ウ 貸借対照表(青色申告者の場合)(直近3事業年度分)

⑤ 任意団体(自治会等)の場合

ア 直近3事業年度の収支決算書

(5) その他当該団体の活動実績に関する書類

※ 任意団体(自治会等)の場合は財産目録のみで可

(6) その他市長が必要と認める書類

① 当該団体の概要を記載した書類(法人にあつては、全部記載事項証明書)

② 当該団体の役員及び構成員(従業員数)を記載した書類

③ 当該団体及び代表者個人の法人税,所得税,消費税等の国税及び地方税(県税)すべての直近1年納税証明書(納付済み納付書により納付の確認ができる場合は、納付書写しで可)

④ 当該団体及び代表者個人の所在地,又は居住地の市町村の発行する市町村税等の徴収金に係る未納がない旨の証明書。ただし、南九州市に本所,住所において者で前記の確認のできる場合は、同意書を提出することにより、本市において確認をする。

⑤ 申立書

⑥ 同意書(南九州市税等確認分,募集要項確認分)

9 留意事項

次の事項により書類審査を満たさない申請者は失格とし、審査の対象から除外する。

(1) 申請者の資格要件を満たさないとき。

(2) 提出書類について、再提出の指導にも関わらず不備が改善されないとき。

(3) 提出書類に虚偽の内容の記載があったとき。

10 申請書提出

(1) 提出期限

令和7年9月12日(金)午後5時必着。

※ 郵送の場合も午後5時必着とします。

※ 電子メール, F A Xでの提出は受けません。

※ 提出された書類は、返却しません。

(2) 提出場所

〒897-0215

南九州市川辺町平山 3234 番地

南九州市役所 福祉健康課 社会福祉係

電話番号 0993-56-1111 (内線 4421)

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参するか郵送するものとする。

(4) 提出部数

3部(正本1部, 副本2部)とする。なお、申請書類一式は、原則として日本工業規格A列4サイズのをA4ファイルに綴じ込みをして提出すること。

11 説明会等の開催

申請方法，提出書類などについての説明会及び本施設の見学会を開催する。

参加する者は，法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 2 時から 1 時間程度
- (2) 開催場所 ふれあいセンターわくわく川辺
- (3) 連絡先
〒897 - 0215
南九州市川辺町平山 3234 番地
南九州市役所 福祉健康課 社会福祉係
電話番号 0993 - 56 - 1111（内線 4421）
ファックス 0993 - 58 - 3710
E-Mail : shakaifukushi@city.minamikyushu.lg.jp

12 審査基準

指定管理者の選定にあたっては，書類審査のほか面接審査により，指定手続等条例第 4 条の規定等に基づく次の基準により，総合的に判断するものとする。

なお，面接審査を行う際の申請者に係る経費等については，申請者の負担とする。また，面接審査日程等については，後日，申請団体へ連絡する。

- (1) 指定管理料
提案された指定管理料額が適当であること。
- (2) 申請団体の安定性
 - ① 申請団体の組織形態が安定していること。
 - ② 申請団体の財務形態が安定していること。
 - ③ 緊急時等に迅速な対応が可能なこと。
- (3) 利用者への公平性
 - ① 利用者に対する公平で利便性の高いサービスの提供が可能であること。
 - ② 利用者からの要望や苦情に柔軟に対応できる体制があること。
- (4) 効果性
 - ① 事業計画が施設の効用を最大限発揮し，管理経費の節減が図れる内容であること。
 - ② 事業計画が的確で施設の利用を促進させる具体的な方策が計画されていること。
 - ③ 効率的な管理運営のための具体的な計画や工夫が提案されていること。
- (5) 能力性
 - ① 施設の管理等を安定して行う人員，資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
 - ② 業務を継続するための幅広い知識や経験を持つ人員，活動体制が整っていること。
 - ③ 施設の運営に必要な資格者等が確保されていること。
 - ④ 公の施設あるいは，同様な施設の管理及び運営の実績がある（可能である）こと。
 - ⑤ 施設を管理する職員の研修が積極的に計画されていること。
- (6) 目的性
 - ① 施設設置の目的が達成でき，市民の声を反映した施設管理ができること。
 - ② 設置理念に基づいた運営方針が示され，市民の自主的活動援助の考え方があること。
 - ③ 利用促進事業計画は，内容や実施回数等が適当で利用しやすい経費が設定されていること。

(7) 安全性

- ① 安全管理等の状況が適正であること。
- ② 災害発生時の危機管理を理解し、具体的な対応策が準備されていること。
- ③ 個人情報保護の保護体制が整えられる計画内容になっていること。

(8) 独自項目

- ① 隣接する自治会に配慮した計画があること。
- ② 関係機関と連携した管理運営の考え方があること。

13 申請書の取扱い

事業計画，提案内容等については，必要に応じて公表することがある。

14 指定後の手続

(1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については，市長と協議の上，「基本協定」を締結し，各年度の指定管理業務内容等を定める「年度協定書」を締結するものとする。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は，市長と協議し，必要な指定管理準備事務を行うものとする。

収入

(単位：千円)

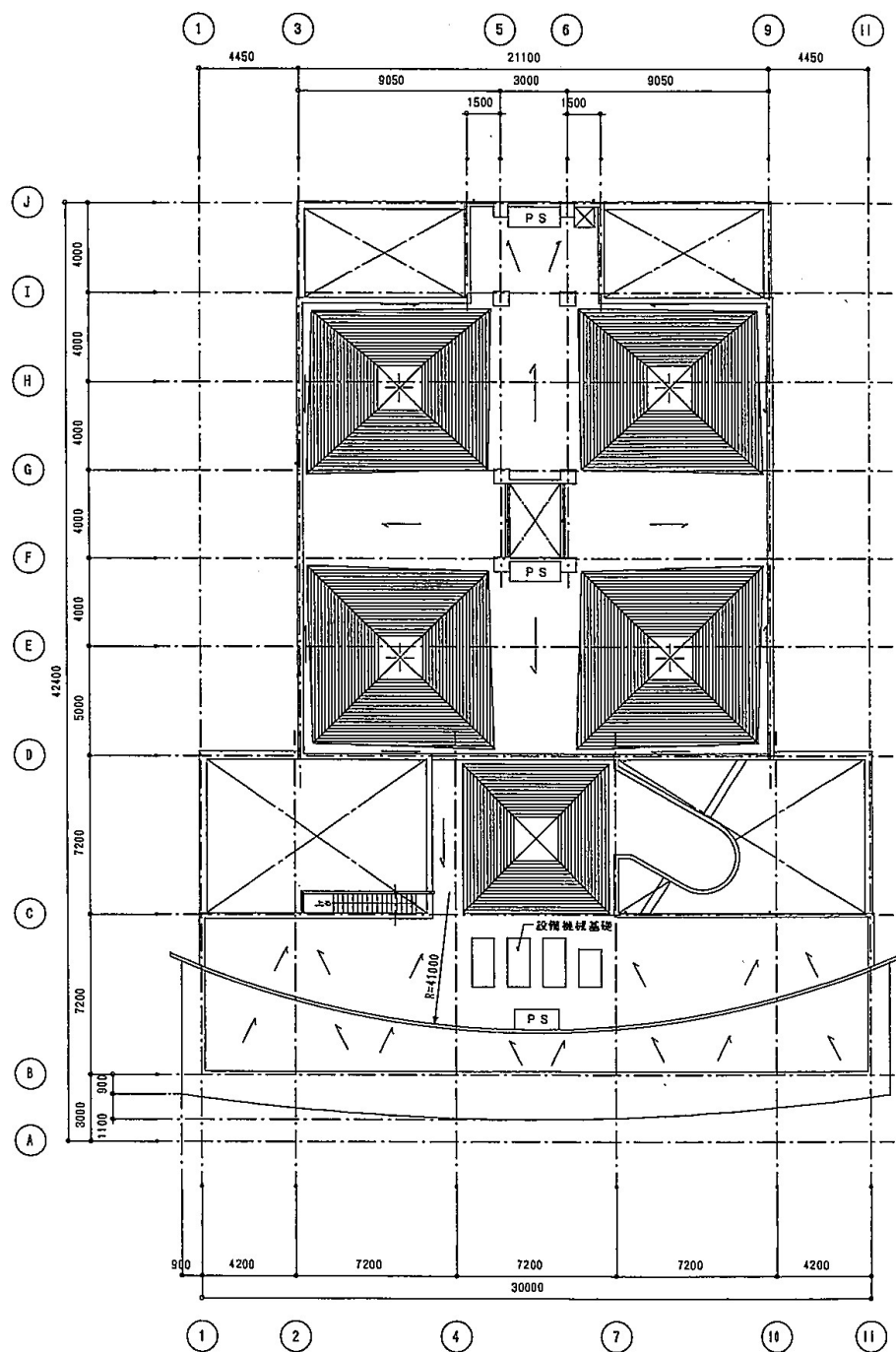
項 目	金 額	内 訳 (積算基礎)	備 考
使用料金 (入浴料)	25,666	一般入浴・家族風呂 回数券	R4～6年度平均 81,335人/年
利用促進事業	4,582	売店, 自動販売機売上, マッサージ器手数料, イベント売上等	
収入の部 計 (1)	30,248		

支出

(単位：千円)

項 目	金 額	内 訳 (積算基礎)	備 考
人件費 (共済費含)	18,760	正支配人 1 人, パート 15 人 (時間制)	
消耗品費・原材料費	4,593	事務用品, 次亜塩素ソーダ, 売店仕入等	
燃料費	1,753	重油代, プロパンガス代	
光熱水費	8,888	電気代, 水道代	
修繕費	551		
イベント費	142		
通信運搬費	147		
保険料	97		
手数料	22		
委託・保守保全費	1,590	浄化槽維持, 自家用電気工作物, ごみ収集業務等	
使用料及び賃借料	581	券売機リース, NHK受信料	
備品購入費	100		
雑費	287	車輛燃料費, 交通費等	
租税公課	1,697		
歳出の部 計 (2)	39,208		
指定管理料基準額	8,960	(2) - (1)	





屋顶伏图 1:200

